

# 札幌医科大学学位規程施行細則

平成19年4月1日

(学位論文の受付)

**第1条** 札幌医科大学学位規程(平成19年規程第95号。以下「規程」という。)第4条又は第9条の規定により提出される学位論文その他の書類は、事務局学務事務部学務課が受け付けるものとする。

(提出すべき論文その他の書類)

**第2条** 修士の学位の授与を受けようとする者が提出する学位論文その他の書類は、次のとおりとする。

(1) 修士論文審査願(別記第1号様式)

(2) 修士論文

(3) 修士論文の要旨(別記第2号様式)

2 博士の学位の授与を受けようとする者が提出する学位論文その他の書類は、次のとおりとする。

(1) 博士論文審査願(別記第3号様式の1又は別記第3号様式の2)又は博士(医学)の学位申請書(別記第4号様式の1-4のいずれかに該当する様式)

(2) 論文目録(別記第5号様式)

(3) 博士論文

(4) 博士論文の要旨(別記第6号様式)

(5) 履歴書(別記第7号様式の1又は別記第7号様式の2)

(6) 参考論文

3 規程第9条により提出する者は、前項のほか次の書類を提出しなければならない。

研究歴を証明する書類

(博士論文の審査及び手数料の納付手続き)

**第3条** 規程第9条の規定により学位論文等を提出する者は、博士論文の審査及び試験手数料を事務局学務事務部学務課に納付して、その領収書を前条の書類に添えて提出するものとする。

2 納付された学位論文審査手数料は、還付しない。

(審査結果の報告)

**第4条** 規程第12条第4項の規定により主査が、研究科委員会に報告する論文の審査及び試験結果の要旨は、別記第8号様式の1及び別記第8号様式の2によりそれぞれ作成し、規程第13条に規定する研究科委員会開催前4日以内に、研究科長に提出するものとする。

(不受理又は不合格論文の処理)

**第5条** 研究科委員会の議に基づき、学長が受理することができないと決定した学位論文(その他の書類を含む。以下同じ。)又は規程第13条の規定に基づき、不合格と決定した学位論文は、その旨を明記した通知書を添え、速やかに提出した者に返付するものとする。

2 前項の通知書は、親展扱いとする。

(学位記の交付)

**第6条** 規程第15条の規定により博士又は修士の学位記を交付する場合は、博士の学位授与決裁簿(別記第9号様式)又は修士の学位授与決裁簿(別記第10号様式)により、学長の決裁を経て、博士の学位記台帳(別記第11号様式)又は修士の学位記台帳(別記第12号様式)に登記し、一連の番号を付さなければならない。

2 前項各台帳の取扱要領の細部については、当該各台帳様式の裏面に記載のとおりとする。

(学位記の再交付)

**第7条** 規程第20条の規定により学位記の再交付を受けようとする者は、学位記再交付手数料を事務局

学務事務部学務課に納付して、その領収書を別記第 13 号様式による学位記再交付願に添えて提出するものとする。

2 再交付する学位記は、学位記再交付簿（別記第 14 号様式）に登録する。その取扱いは、前条の規定を準用する。

3 納付された学位記再交付手数料は、還付しない。

（論文要旨等の公表）

第 8 条 規程第 17 条の規定により、公表する論文内容の要旨及び論文審査結果の要旨の公表は、札幌医科大学大学院のホームページで行うものとする。

（論文の公表）

第 9 条 規程第 18 条の規定による論文の公表は、「札幌医科大学学術機関リポジトリ」で行うものとする。

2 博士の学位を授与された者は、当該論文を「札幌医科大学学術機関リポジトリ」で公表するに当たり、本学に対し、「複製権」と「公衆送信権」を許諾するものとする。

3 規程第 18 条の規定により論文の公表を行おうとする者は、規程第 12 条第 4 項に規定する研究科委員会への報告の前までに、最終の学位論文及び次の書類等を、事務局学務事務部学務課に提出するものとする。

(1) 博士論文公表願（別記第 15 号様式）

(2) 博士論文公表用表紙（別記第 16 号様式）

(3) 博士論文全文の電子データ（PDF 形式）

（学位論文の保存）

第 10 条 博士の学位授与の対象となった学位論文、関係書類（参考論文を除く。）及び電子データは、附属総合情報センターにおいて永久に保存するものとする。

（雑則）

第 11 条 この細則に規定されていない事項の取り扱いについては、研究科委員会の決定するところによる。

#### 附則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附則

この規程は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

#### 附則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附則

この規程は、平成 25 年 4 月 15 日から施行する。

別記第 1 号様式（第 2 条第 1 項関係）（略）

別記第 2 号様式（第 2 条第 1 項関係）（略）

別記第 3 号様式の 1、2（第 2 条第 2 項関係）（略）

別記第 4 号様式の 1～4（第 2 条第 2 項関係）（略）

別記第 5 号様式（第 2 条第 2 項関係）（略）

別記第 6 号様式（第 2 条第 2 項関係）（略）

別記第 7 号様式の 1、2（第 2 条第 2 項関係）（略）

別記第 8 号様式の 1、2（第 4 条関係）（略）

別記第 9 号様式（第 6 条関係）（略）

別記第 10 号様式 (第 6 条関係) (略)

別記第 11 号様式 (第 6 条関係) (略)

別記第 12 号様式 (第 6 条関係) (略)

別記第 13 号様式 (第 7 条関係) (略)

別記第 14 号様式 (第 7 条関係) (略)

別記第 15 号様式 (第 9 条関係) (略)

別記第 16 号様式 (第 9 条関係) (略)